

Title	天武天皇の複都制構想
Author	栄原, 永遠男
Citation	市大日本史. 6 卷, p.1-12.
Issue Date	2003-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

天武天皇の複都制構想

榮原 永遠男

一 はじめに

天武天皇は、その一二年（六八三）一二月に、「凡そ都城・宮室、一処に非ず、必ず兩參造らむ（下略）」という詔（後掲）を出した。著名な「複都制の詔」である。この詔によって打ち出された複都制の構想については、天武がいかなる構想を描いていたのか、それはどのような意図にもとづいていたのか、また、複数の都という構想は、当時の都の在り方として、どのように位置づけられるのかなど、検討すべき点や不明な点、興味深い点が多い。

天武の複都制に関するこれまでの研究では、この詔に見える難波宮に主眼を置く立場から言及するもの、または、信濃造都に関連してこの詔にふれるものが多い。しかし、この詔の意味するところ、その意義などについて、正面から取り上げた研究は、意外にもきわめて少ないのである。

本稿は、この天武の複都制構想そのものについて、その内容、意義、限界などについて考察しようとするものである。

二 複都制の詔とその後

『日本書紀』によって、事態の推移をたどることとしよう。まず「複都制の詔」そのものと、これにつづく都城関係の記事をあげる。

①天武一二年（六八三）一二月庚午（一七日）条

又詔曰、凡都城宮室、非一処、必造兩參、故先欲都難波、是以、百寮者、各往之請家地、

②天武一三年（六八四）二月庚辰（二八日）条

遣淨広肆広瀬王・小錦中大伴連安麻呂、及判官・録事・陰陽師・工匠等於畿内、令視占応都之地、是日、遣三野王・小錦下采女臣筑羅等於信濃、令看地形、将都是地歟、

③同年三月辛卯（九日）条

天皇巡行於京師、而定宮室之地、

④同年閏四月壬辰（一日）条

三野王等、進信濃國之図、

⑤天武一四年（六八五）一〇月壬午（一〇日）条

遣輕部朝臣足瀨・高田首新家・荒田尾連麻呂於信濃、令造行宮、蓋擬幸東間温湯歟、

これによると、①の「複都制の詔」が出された約二ヶ月後の二月二十八日、畿内と信濃に使者が送られている(②)。広瀨王以下を畿内に派遣して、都とすべき地を視察させ、信濃には三野王以下を派遣して、地形を看させた、というのである。

畿内の場合、陰陽師や工匠を伴っているので、都の具体的な予定地の選定、その地の占い、あるいは測量などが任務として与えられていたと考えられる。また、信濃について「將都是地歟」とあるが、これは『日本書紀』編者の見解である。畿内については、使者の目的地を「応都之地」と明記しているのに対して、信濃の場合はこの点が漠然としている。このため、書紀編者が付した注記である。

そのすぐ後の三月九日に、天武は京師を巡行し、宮室の地を定め(③)、四月一日の④では、信濃に派遣された三野王が、視察の成果を図にして進上した。また、翌年一〇月の⑤では、行宮を造宮させるために信濃に使者が派遣されている。ここでも書紀編者の注記が施されている。使者派遣の目的が行宮造宮にあることは、地の文に明記されているから、この注記は、東間温湯という目的地を推測したものである。

②と⑤にあいついで書紀編者の注記がある。これは、たまたま両史料の原史料に、注記の内容のようなことが記されていなかったためであろう。これらの注記が、書紀編纂のどの段階で記入されたのか明らかでないが、

かでないが、書紀が完成した養老四年(七二〇)以前のことである。そうすると、最大でも約三五年後である。②⑤当時の記憶をもつものが十分に生存している時間である。この点から、②⑤の注記は信頼でできると考える。

さて、時間の経過にそって①⑤の経緯を素直に見れば、天武天皇は複都制を構想し、その方向にそって、畿内と難波と信濃を都としようとして使者を派遣したという流れを読みとることができようであろう。この三つの都を、以下便宜的に、藤原京・難波宮・信濃宮と表現することとする。このうち、使者を派遣したことが見えるのは、②のように、畿内と信濃の二カ所だけであり、難波に使者を派遣したことは、記されていない。

このことは、どのように理解できるであろうか。そこで複都制の詔をもう一度読み直すこととしたい。これまでの訓みは、日本古典文学大系本では「故、先づ難波に都つくらむと欲ふ」、新修日本古典文学全集本では「故、先づ難波に都つくらんむと欲ふ」、朝日本は「故れ先づ難波に都せむと欲す」というものであった。これに対して、瀧川政次郎は、「為」の字が転写の際に脱落した可能性を想定して、「故れ先づ難波を都とせむと欲す」という訓みを提示した。そして、陪都を二つ三つ造ろうと思うが、さしあたり難波を陪都にしようと思う、という意味であるとした³⁾。

わたくしは、瀧川のこの問題提起は重要であると考える。これは、「欲都難波」を都の造宮と解するのではなく、すでに難波にある宮を

都とする、と理解すべきだという意味にとることができる。つまり、すでに存在している難波長柄豊碓宮を都として認定すると理解すべきであるという指摘として読むことができる。^③

畿内と信濃への使者は、ただちに都の造営をめざすものではなく、都の地の確定または搜索を目的としている。これに対して難波には難波宮がすでに存在しているのであるから、都の地は確定しており、そのような使者は必要ない。^④畿内と信濃だけに使者が派遣された記事が見える理由は、以上のように解することができる。

畿内については、つぎのような史料がある。

⑥『日本書紀』天武五年（六七六）是年条

是年、将都新城、而限内田園者不問公私、皆不耕悉荒、然遂不都矣、

⑦同一年（六八二）三月甲午朔条

命小紫三野王、及宮内官大夫等、遣于新城令見其地形、仍将都矣、

⑧同年（六八二）三月己酉（十六日）条

幸于新城、

これらによると、天武五年にいったん新城に都を造ろうとしたが、中断された（⑥）。その後、天武十一年三月になって、そのことが再開され（⑦）、天武も行幸し（⑧）、具体的にその地を視察した。このような前提の上に複都制の詔が出されたのである。その結果、前掲③のように、天武は新しい都の場所を最終決定した。これは、新城を都

と定めたのであり、それが藤原京であった。

これに対して信濃の場合は、複都制の詔が契機になって、使者を派遣して、これから都の適地を調査しはじめるのである。難波については、前述のように、すでに宮が存在している。

このように、三つの宮はそれぞれ経過が違うのだが、全体として天武が三つの都を造ろうとしていたとすることができるのではないか。「必造両参」というのは、都を三つ造るということである。

畿内に都を作ることは、畿内のうちのどこかという問題は別として、権力の膝下であるから、自然な成り行きであろう。また、難波にはすでに宮がある。したがって、難波と畿内を都とすることは、さほど不自然なことではない。ところが、信濃については、まさに唐突の感をぬぐえない。『日本書紀』には、その前提となるようなことは何もみえず、突然、都の予定地としてあらわれてくるのである。

この突然性・意外性の故に、信濃造都計画は、従来から研究者の関心を集め、多くの意見が出されてきた。しかし、同じ理由に加えて関係史料が乏しいため、意見が大きく分かれてきた。

しかし、上述のように、信濃造都計画は、複都制の構想の中で理解しなければならぬ。複都制の構想を実現しようとしたとき、なぜ信濃が複都の予定地の一つに選ばれたのであろうか。そして、それは結局実現しなかったのであるが、なぜ実現しなかったのであろうか。この二点は、切り離せない問題であり、これらをもとに明らかにする必要がある。そのことが、複都制の構想の持つ意味を理解する鍵の一つ

であると考える。

三 研究史の整理と検討

1 信濃造都計画にかんする研究史の検討

なぜ信濃国に都を作ろうとしたのか。この点は、戦前からさまざまに論じられてきた問題である。この点については、すでに一九八九年の段階で、松本正春の整理がある。それによると、信濃にまで都の候補地を求めようとした理由に関する諸説は、つぎのA、Dに整理できるといふ^⑤。(丸カッコの中は、松本による分類とその発表年次である)。

A 外寇に対する守備。(町田礼助一九四二、松本正春一九八九)

B 遷都と切離し、東国対策の一環として、壬申の乱の経験から

東国の豪族層の動きを警戒する。(直木孝次郎一九六〇)

C 壬申の乱における東国への政治的認識にもとづいて、新しい都城をつくり、東国開拓の一大拠点たらしめる。(北山茂夫

一九七八)

D 軍事的理由のほか、病をえた天武の温湯治療への考慮。(中

山薫一九八八)

この整理が行われた一九八九年以前には、これ以外に大和岩雄・桐原健の論考が発表されている^⑥。大和は、信濃遷都は馬の産地に注目して計画されたからであるとし、さらにこれに加えて天武にとって信濃は生気の地であったから遷都を計画した、としている。また桐原は、

天武が東間行宮を造営させようとした理由として、当初は、天皇直屬部民や国造の存在に注目したが、結局は謎とした。しかし、その後、天武は道教に傾倒し、信濃を神仙と会しえる処と思ひ定めたためである、としている。

この松本の分類ののち、Dについて松本と中山の間で意見の交換があった。中山によれば、氏説は、軍事的理由が最大で、その上で「湯治も出来る温泉の付属した都城」をめざしたとのことである^⑦。

また、宮澤和穂が論文を発表している。論点が多岐にわたっていて整理しにくいのが、東国経営の拠点づくり、軍馬、人材の確保のため、などを指摘した上で、信濃を常世の東華宮になぞらえ、そこに都を造って仙人になることを願望していたという天武天皇の登仙願望を強調している^⑧。

つぎに、直木はBからAに意見を変えている。直木は、対唐戦争に勝利した新羅の進攻に対する対策として、軍備の強化や信濃遷都を計画したとしている^⑨。

以上の信濃造都計画に関する研究史を一覧して、わたくしがもっとも問題にしたいのは、信濃に都を造るといふ構想が、前述のように、そもそも複都制の一環として出てきているという点の認識がいずれも弱いのではないか、ということである。先に確認したように、信濃の造都計画は、複都制の詔を起点として動き出している。天武の複都制構想の中で、信濃の造都はどのような位置を与えられているのか。まず最初にそこを考える必要があるのではないか。

2 天武の複都制に関する研究史の検討

そこで、複都制について簡単に整理しておく。複都制を正面から取り上げた早い時期の論文に、瀧川政次郎「複都制と太子監国の制」がある。¹⁰この中で瀧川は、日本の複都制について、つぎの三点を指摘している。

まず第一に、「唐の陪都がどういう機能をもったかということは、首都がいかなる欠陥を有したかと並んで、最も研究しなければならぬことである」。これは「日本の場合も同様である」。つまり、陪都の機能と首都の欠陥を併せて研究することが必要である、日本の場合も、そういう視角で研究しなければならない、という指摘である。

第二は、「京中の条坊がどうなっていたかという都城制の研究よりも、そのような京がいくつあったのかを究める京制の研究を先としなければならぬ」という点である。条坊制などの都の構造に関する研究よりも、都をどのように配置し、どういう機能をもたせるかという京制の研究が先であると指摘している。

第三に、「唐のごとくありたいという模倣心と唐に対する憧憬心から、複都制は起こったことで、わが国は単都制でよかった」と指摘している。

この論文は、内容が多岐にわたり、論点が絞りにくい、注意すべきは必要ない限りで以上の三点であろう。

このうち、一点目はほぼ妥当であろう。二点目も、都の構造に関する研究と、瀧川氏のいう京制に関する研究とは、簡単に重要度の優劣

はつけられないが、京制の研究が重要であるとする点に異論はない。

しかし、三番目の指摘には問題がある。瀧川は、日本は単都制でよかったのだが、単なる唐に対する模倣や憧憬から複都制を取り入れたとする。つまり、日本の複都制は、歴史上の必然性はないという考え方である。しかし、模倣心や憧憬心があったことは、もちろん確かであって、そのこと自体はなんら否定するつもりはないが、それだけで複都制が一部であれ、実行されたとはどういえない。瀧川のように考えてしまうと、複都制の歴史的意義を無にしてしまうことになるのではないか。私はやはり、天武がどのような都の構想を抱いていたのかを考えることが必要であると思う。すなわち、天武がどのように日本を治めようとしていたのかという問題である。

つぎに、仁藤敦史の所説に注意したい。¹¹仁藤は、瀧川が、日本における複都制の意義をほぼ無視することを批判し、日本でも複都制を都城制の成立過程に出現する統治形態として位置づけるべきである、とする立場に立って議論を進めている。この点については、基本的には賛成であり、継承すべき視角であると考えられる。

仁藤は、複都制の詔と同日に、文武官人と畿内有位人に対して、四月五月における朝参を命じる詔が出されていることを重視して、「官人集住の不徹底が、いずれかの都へ奉仕するという未熟な都城制としての複都制を出現させたとかんがえられる」としている。すなわち、官人集住の不徹底による朝参の不徹底という問題を解決するために、複数の都が必要とされたというのである。また、摂津職官人の在地性の

強さ、難波地域に官人予備軍として高度の素養を備えた在地豪族が多いことを指摘し、複都制の背景に、難波地域豪族への妥協の側面があることも指摘している。

これは、複都の一つである難波宮に注目した議論であり、信濃に予定されている宮との関係には言及していない。信濃宮をも視野に入れば、むしろ朝参の不徹底との関わりで複都制を理解するのがよいと考える。すなわち、藤原京・難波宮・信濃宮の三つの都で、それぞれ朝参等が計画されていたのではなからうか。

四 天武の複都制構想

では、天武はなぜ都が新城・難波・信濃の三カ所に必要だと考えたのであろうか。この点が、天武の複都制構想を理解するにあたって、もっとも重要な点である。天武は漫然とこの三カ所の都を選んだのではなからう。都とは、天皇の居所、支配の拠点である。それを、新城と難波と信濃とに置こうというのは、一定の地域支配構想に基づくことであるにちがいない。なぜ都が三つ必要になったのかを考えることは、天武の抱いていた地域的な統治方針を問うことではなければならない。

このことを考える場合、天武が、難波・新城・信濃の三つの都にどのような機能をもたせようとしていたのかが重要になってくる。その場合、難波宮の在り方が参考となる。難波宮は、三つのうち複都制の

詔以前に唯一完成しているものである。天武は、その構想を立てるにあたって、難波宮の機能を十分に考慮したにちがいない。

先ほど述べたように、前期難波宮は難波長柄豊碓宮と考えてよいが、これについては、東西に八角堂をもっていたり、朝堂が一四堂以上あるなど、その巨大さ、特異な構造が注目される。この前期難波宮の構造そのものについては、ここではふれないが、その果たしていた機能という点では、早川庄八の見解や、これを批判的に継承した吉川真司の見解が参考になる^②。

早川は、朝堂院について、君臣関係が拡大された結果、多くの官人を収容する施設が必要になったこと、全有位者が参列して口頭伝達による政務を行える空間が必要であったこと、改新政治に遂行にともなって地方から参集する豪族たちを威圧しようとしたこと、などを指摘した。

これに対して吉川は、広大な朝堂院は、新たな官僚機構の整備に対応するもので、八省百官が口頭決裁を中心とする朝政を行うために必要であったとする。また、朝堂院と曹司の結合を重視し、この両者を収容するために、宮が巨大化したと考えている。いずれも妥当な考えであらう。

これらによると、孝徳朝の難波宮は、儀礼・政務の場として現実的に機能していたと考えてよいことになる。この場合、吉川は消極的であるが、地方豪族を威圧する側面は、やはり無視できないと思う。天武は、孝徳朝に難波宮がこのように機能していたことを知っていたはず

である。

早川・吉川が指摘した難波宮の機能は内政面を主とするが、難波宮には、これ以外に外交の拠点としての機能がある。外交使節に壮大な都を実見させて威圧することは、隼人や多瀨・掖玖・阿麻彌などの南西諸島からの使者たちには効果的であつたであろう。それ以外の諸国は、天武朝では耽羅・高麗(小高句麗国)・新羅が問題となる。このうち新羅使に対しては、圧倒できればよいが、少なくとも見下されない規模の都が必要であつた。

天武朝において難波宮は、辺境の勢力を圧伏し、外国に対抗する役割を持ち続けていたと考えられる。

以上の難波宮の機能は、複都制で構想されているほかの都にも適用できるのではないか。具体的に言うと、天武が考えていた複都制は、藤原京を中心にして東と西に難波宮と信濃宮を配するというものであつた。これは日本を三つの地域に分け、それぞれの地域に都を設けて中央政府の威を張るということである。それぞれの都で、天皇の代理が地方豪族の朝参を受ける。そして中心の藤原京において、さらに朝参を受けるという、二段構えの構想になつたのであろう。

難波宮が、辺境の諸勢力や外国に対応するということは、すでに実現している。天武は、かつて孝徳朝段階の難波宮に、全有位者とともに全国の地方豪族が集まり、政務がとられていたことを想起し、西方の地方豪族の朝参の場としても機能させようとしたと考えられる。信濃に都を置こうとしたのは、東方の地方豪族の朝参の場とするため

あろう。

その場合、西の都である難波宮に対する東の都がなぜ信濃に設定されんとしたのか、という点にふれる必要がある。この問題については、明確な解答を得にくいだが、一応以下のように考えておきたい。

美濃国には、大海人皇子の湯沐があり、壬申の乱のとき、彼の重要な拠点になつた国である。この国の位置付けをめぐっては、議論があるところであるが、天武の考え方としては、美濃までは地方豪族の掌握がある程度進んでいたと認識していたということである。そうであるが故に、もう一つ外側の信濃国に注目したということになるのではないか。天武は、信濃に宮を置き、信濃から東にひろがる広大な地域に存在する地方豪族の掌握をめざしたのであろう。

次の問題は、天武の複都制構想にもかかわらず、結局、信濃の都造りは実現しなかったが、それはなぜか、という点である。これは、一見素朴な疑問のように見えるが、単に天武の死亡という単純な理解では収まらない重大な問題が含まれている。

前掲⑤の史料は、行宮造営のために使者を信濃国に遣わした記事であつた。「蓋擬幸東間温湯敷」は、前述のように書紀編者の注記である。この史料について、天武は最初は都を造ろうとしていたが、この時に至って行宮に切り替えた、とする意見がある。¹³⁾

『日本書紀』によると、この直前の九月二四日条に、天武の病のため大官大寺以下に誦経させたとある。実際の発病はもう少し前であろうが、これを受けて約半月後の一〇月一〇日に⑤の史料が見えるの

である。そこで、両者の時間的な近接を考慮して、束間温湯に行幸しようとしたのは病氣療養のためと見るわけである。

もしそうであれば、天武は複都制構想を断念したということであるから、その理由を説明する必要がある。しかし、私は必ずしもそう見る必要はないと考える。病氣療養のためなら、なぜ信濃の束間温湯まで行くのか、有馬や牟婁など近くに温泉がある中で、なぜ信濃の束間温湯を選んだのかを説明しなければならぬ。病をおしてわざわざ信濃まで行くのは、やはり何としても信濃に都を造ろうとしているからだと考えるのが自然であろう。もちろん信濃に行った際に束間温湯に入ることは当然あつてよい。

天武は、この時点でも、複都制構想を捨ててはしないのである。そうすると、なぜ信濃宮の造宮は行われなかったのであろうか。この疑問は、まだ回答を与えられていないことになる。

五 複都制から七道制へ

1 複都制構想の非継承

前節では、天武は最後まで複都制の構想を捨てはしなかったということを描いた。そうすると、むしろ注意すべきは、複都制構想が持統に受け継がれなかったということである。信濃宮が造宮されなかった理由は、この点から説明されるべきであろう。

信濃に都を造るということは、天武紀に見えるのみであつて、持統

紀にはいっさい出てこない。それを思わせるような記事もない。さらには、都を信濃につくることは停止されたとしても、それに代わる都をどこか別の場所に造ろうという動きも見えない。したがって、信濃造都計画を、持統が続行したとは思えない。

このことは、難波宮についても、ある程度いうことができる。周知のように、難波宮は天武一五年（六八六、朱鳥元年）正月、灰燼と帰した。「日本書紀」には、

⑨西時、難波大蔵省失火、宮室悉焚、或曰、阿斗連藥家失火之、引及宮室、唯兵庫職不焚焉、

とある（同年正月乙卯〔十四日〕条）。これによれば、大蔵省からの失火で、難波宮は一部を残して、ほぼ全焼したという。このことは、前期難波宮遺構における火災痕迹からも確かめることができる。

焼失後、難波宮がどうなったのか、あまり明らかではない。持統六年（六九二）四月には有位の親王以下、進広肆以上のものに難波大蔵の跡を与えており、文武・元正・聖武天皇が難波宮に行幸している。したがって、ある程度再建されていたことは確かであろう。しかし、聖武天皇が、神龜三年（七二六）一〇月に藤原宇合を知造難波宮事に任命し、大々的に難波宮の再建に乗り出しているところからみて、焼失後の再建がそれほど大規模なものであったとは考えにくい。遺構的にも、持統く聖武初期の時期のものは顕著でない。

もし、持統が天武の複都制構想を積極的に継承しようとしていたとすると、ほぼ全焼した難波宮の大々的な再建は、聖武ではなく持統の

時になされなければならないはずである。難波宮は、天武が複都制を構想する以前から存在し、独自の機能を果たしてきた。そのかぎりでは、難波宮の再建はある程度は行われた。それが持統朝か文武朝か、それとも両朝にまたがってかは明らかでないが、少なくとも持統が積極的に動いたとは考えにくい。これらに対して、藤原京の造営が持統によって積極的に継承されたことはいうまでもない。

以上によると、持統は、藤原京の造営事業については天武の遺志を受けついでが、複都制構想は受け継がなかったことになる。持統は、藤原京の造営を、天武の複都制構想からは切り離して継承したのである。すなわち、持統は天武の着手したいろいろな事業を引き継ぎ、完成させていった。しかし、複都制については、これを積極的に継承することはなかったのである。信濃造都計画の停止は、このことを端的に示している。

天武の複都制構想とは、国土統治構想であった。したがって、持統は、天武の国土統治構想を継承しなかったのである。では、なぜ持統は天武の国土統治構想を受け継がなかったのか。それは、持統が天武とは異なる国土統治構想を抱いていたからである。わたくしは、それを七道制に見いだしたいと考える。

2 七道制の成立とその意義

七道制とは、藤原京を起点として放射状の幹線道路を全国的に設定し、それに連なる国を一まとまりの行政区画として把握するものであ

る。早川庄八は、つぎの二つの史料に注目して、七道制はこの間に成立したとした。^⑩

⑩『日本書紀』天武四年（六七五）二月癸未（九日）条

勅大倭・河内・摂津・山背・播磨・淡路・丹波・但馬・近江・若狭・伊勢・美濃・尾張等国曰、選所部百姓之能歌男女、及侏儒伎人而貢上、

⑪『日本書紀』天武一四年（六八五）九月戊午（一日）条

直広肆都努朝臣牛飼為東海使者、直広肆石川朝臣虫名為東山使者、直広肆佐味朝臣少麻呂為山陽使者、直広肆巨勢朝臣粟持為山陰使者、直広參路真人迹見為南海使者、直広肆佐伯宿祢広足為筑紫使者、各判官一人、史一人、巡察国司、郡司及百姓之消息、

前者の⑩は、諸国から歌をよくする男女その他を貢上せよ、というものであるが、そこに挙がっている国の順序が五畿七道のものでないことから、この段階ではまだ七道制が出来上がっていない。また、後者の⑪は、巡察使の初見史料である。東海・東山・山陽・山陰・南海・筑紫に使者を派遣しているが、これは七道にそってなされている。したがって、この段階では、七道制はすでに成立している。

これらから早川は、両史料の間に七道制が形を整えたと考えた。そして、この間に、つぎの⑫⑬⑭のような国境確定作業に関する史料があることに注目し、このような国境確定事業を通じて七道制が編成されていくと理解した。

⑫『日本書紀』天武一二年(六八三)一二月丙寅(一三日)条

遣諸王五位伊勢王、大錦下羽田公八國、小錦下多臣品治、小錦下中臣連大嶋并判官、録史、工匠者等巡行天下而限分諸國之境堺、然是年不堪限分、

⑬『日本書紀』天武一三年(六八四)一〇月辛巳(三日)条

遣伊勢王等定諸國堺、

⑭『日本書紀』天武一四年(六八五)己丑(一七日)条

伊勢王等亦向于東國、因以賜衣袴、

七道制の成立に関する以上の早川の見解は、通説として認められている。この七道制の意義について、最近、鐘江宏之はつぎのように指摘している。すなわち、国の分割、國境確定、七道の成立は、相互に関連しながら出来上がってきたものである。日本の七道は、使者派遣単位、文書下達の単位、遠中近國制の基準など、唐とは異なった独自の運営形態として機能していた、とするのである。

國制の確立と、それを前提とする七道制の成立によって、藤原京を中心とする放射状の地域支配構造ができた。このことは、複都制による地域支配構想とは異なる地域支配の方式が採用されたことを意味する。

すなわち、國制・七道制に基づく地域支配と、本稿で注目してきた複都制構想に基づく地域支配とは、その原理を異にしていると考えられる。前者は、藤原京の周囲に、國を連ねた七つの道が放射状に配置され、藤原京から道を通じて情報が地方に発信され、地方の情報と租

税物資は、道を経由して藤原京に集中する。これは、藤原京を唯一の中心とする一元的で中央集権的な支配構造である。これに対して後者は、全國を三分し、いったんそれぞれの都に収斂したあと、最終的に藤原京に集中するという二段階の支配構造である。

天武の晩年には、國制・七道制の定着により、藤原京を中心とする放射状の地域支配が定着していった。従来の複都制構想にかわって、藤原京を中心とする中央集権的な支配構造が重視されていくようになったのである。これにともない、信濃に新たに都を造る必要性は薄れていった。

以上を簡単に整理すると、天武期は、地方豪族の確実な掌握がまだ重要な課題として存在していた段階であって、それに対応するものが複都制構想であろう。しかし、その天武朝の時期は、中央集権的な地域支配構想というのも同時に芽生えてきた時期であった。いわば、二つの原理が併存していたのである。持統朝に至って、この二つの原理のうち後者、つまり中央集権的な地域支配構造のほうのみが受け継がれていったのである。

天武の複都制構想は、天武の死とともに、事実上廃案になり、天武末年から持統朝における國制・七道制の定着にともなって、藤原京を中心とする放射状地域支配構造が定着していく。すなわち、藤原京を唯一の中心とする一元的な中央集権的の地方行政制度が構想され、定着していったのである。

六 むすび

以上、天武天皇の複都制構想について検討してきた。その要点をまとめて本稿を終わりたい。

天武の複都制は、評制が定着しながらもその上位制度がまだ未熟な段階、すなわち、中央による地方掌握がかなりすすみながらも、なお十分でない点が残っている段階に対応して、天武によって構想されたものであった。

天武の構想では、日本を西国、中央部、東国に三分し、それぞれに都を配する。難波宮、藤原京、信濃宮である。この三つの宮が、一次的にそれぞれの地域を統轄するとともに、中央の藤原京が二次的に日本全体を統轄する、という二段階の支配構造をめざすものであった。しかし、天武がこの構想を打ち出したのとはほぼ時をおなじくして、国制・七道制が設定された。それが定着していくにともない、また、天武の死によって、天武の複都制構想は持統朝には受けつがれず、藤原京を唯一の中心とする一元的な中央集権的地方行政制度の構築が進められた。

【注】

(1) 天武天皇の複都制そのものに関する専論としては、瀧川政次郎「複都制と太子監国の制」(『京制並に都城制の研究』法制史論叢二、角川書店、一九

六七年六月)、仁藤敦史「複都制と難波京」(『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年二月)、もと国立歴史民俗博物館広報誌「歴博」五三、一九九二年六月)の二編が管見に入ったにすぎない。なお、中国諸王朝の陪都制を概観したものに、朱士光・葉驍軍「中国史上の陪都制」(『積山洋訳』『大阪歴史博物館研究紀要』一、二〇〇二年九月)がある。

(2) 注1瀧川論文。

(3) この立場からすると、朝日本の訓みに問題はない。

(4) 注1瀧川論文では、難波京は孝徳天皇の死後さびれ果てていたにちがいないので、天武はこれを修造させた、としている。さびれ方や修造の程度は別として、複都としての体裁を整えるために、難波に人が送り込まれたことは、当然あったであろう。ここで問題にしているのは、都とすべき地の選定、確定を任務とする使者である。

(5) 松本正春「天武天皇の信濃造都計画について」(『続日本紀研究』二六四、一九八九年九月)。以下、松本の挙示した文献とそのページ数をあげる。なお、松本はAを支持している。

A 町田礼助「信濃遷都の意義」(『信濃』四、一九四二年五月)

B 直木孝次郎「持統天皇」(吉川弘文館、一九六〇年三月)一八一ページ

C 北山茂夫「天武朝」(中央公論社、一九七八年六月)二〇八ページ

D 中山薫「天武天皇信濃都城建設計画の背景」(『続日本紀研究』二六

〇、一九八八年二月)

(6) 大和岩雄a「天武天皇はなぜ信濃遷都を計画したか」(『日本古代試論』大和書房、一九七四年)、同b「天武天皇と信濃―なぜ信濃に都城・行宮を

造宮しようとしたか」(『信濃』三八ノ九、一九八六年九月、のち『信濃古代史考』名著出版、一九九〇年四月、収録)、桐原健 a 「天武天皇と東間行宮」(『東アジアの古代文化』四〇、一九八四年七月)、同 b 「天武の東間行宮造宮意図」(『東アジアの古代文化』五〇、一九八七年一月)。

(7) 中山薫「松本正春氏「天武天皇の信濃造都計画について」に思う」(『続日本紀研究』二六七、一九九〇年二月)、松本正春「拙稿「天武天皇の信濃造都計画について」に対する中山薫氏の批判に答う」(『続日本紀研究』二六八、一九九〇年四月)。

(8) 宮澤和穂 a 「天武・持統天皇と信濃(上下)——信濃陪都計画と水内神奉祭についての一考察——」(『東アジアの古代文化』八一、八二、一九九四年一月、一九九五年二月)、同 b 「天武天皇の登仙願望——信濃陪都・行宮造宮と白朮服用の背景——」(『信濃』四九ノ二一、一九九七年二月)、同 c 「天武天皇の登仙願望——白朮の服用と信濃陪都・行宮造宮の背景——」(『東アジアの古代文化』九八、一九九九年二月)。

(9) 直木孝次郎「天武朝の国際関係と難波宮」(『大阪の歴史』五〇、一九九七年二月)。

(10) 注1瀧川論文。なお、このなかで瀧川は、複都制という言葉は、自らの新造語であるとしている。

(11) 注1仁藤論文。また、仁藤敦史「倭京から藤原京へ——律令国家と都城制——」(『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年二月、もと『国立歴史民俗博物館研究報告』四五、一九九二年二月)も参照。

(12) 早川庄八「前期難波宮と古代官僚制」(『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六年一月、もと『思想』七〇三、一九八三年一月)、吉川真司

「難波長柄豊碕宮の歴史的位置」(大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質古代・中世』思文閣出版、一九九七年五月)。

(13) 注6大和b論文、注8宮澤b論文。

(14) 『日本書紀』持統六年(六九二)四月丙辰(二日)条、『続日本紀』文武三年(六九九)正月癸未(二七日)・二月丁未(二三日)条、同慶雲三年(七〇六)九月丙寅(二五日)・一〇月壬午(二二日)条、同養老元年(七二七)二月壬午(二一日)・丙戌(二五日)条、同神龜二年(七二五)一〇月庚申(二〇日)・三年一〇月癸亥(二九日)条。

(15) 『続日本紀』神龜三年一〇月庚午(二六日)条。

(16) 新日本古典文学大系『続日本紀一』補注一—一〇七では、持統六年四月紀をあげて「かなりの程度再建されたものと思われる」としているが、そのように言いうる確かな根拠はないと判断する。

(17) 早川庄八「律令国家」(『日本の歴史』四、小学館、一九七四年二月)。

(18) 鐘江宏之「国」制の成立——令制国・七道の形成過程——(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻、吉川弘文館、一九九三年九月)。